
プロジェクト **金融資産の減損に関する会計基準の開発**

項目 **第 218 回金融商品専門委員会で聞かれた意見**

本資料の目的

1. 本資料は、第 218 回金融商品専門委員会（2024 年 5 月 16 日開催）において、ステップ 4 を採用する金融機関の債権単位での信用リスクの著しい増大（SICR）の判定における「正常先のうち低い内部信用格付区分」の取扱いに関するアプローチの再提案、ステップ 4 に関してこれまでに提案したオプションの適用単位及びステップ 4 に関するこれまでの審議の振り返りについて聞かれた意見をまとめたものである。

聞かれた意見

（「正常先のうち低い内部信用格付区分」の取扱いに関するアプローチの再提案に関する意見）

2. 「正常先のうち低い内部信用格付区分」の取扱いに関するアプローチについての事務局の再提案に賛同する。
3. 仮にアプローチ 1 で進めるとした場合、実務負担を軽減する観点から、資料 11 項(1)の「企業の判断によっては、『中間的な格付』や『SICR が生じているとみなす格付』に該当する内部格付が存在しないことがある」ことを結論の背景又は補足文書に記載することが考えられる。
4. 外部格付を利用する方法に関して、ステップ 4 を採用することが見込まれる金融機関では、投資適格以外に相当する内部信用格付に区分される債務者がボリュームゾーンであると考えられることを踏まえると、投資適格以外に相当する格付をすべて SICR が生じているとみなす格付とすることは実務と整合しないと考えられるため、関係者の意見を聴取したうえで整理することが考えられる。
5. 「SICR が生じているとみなす格付」の反証方法に関して、前期末において「中間的な格付」であった場合のみ反証可能と捉えた場合、当該反証規定の有用性に懸念があるため、前期末において「SICR が生じているとみなす格付」に区分された債務者に係る債権等の判定方法について確認したい。

6. 正常先を3区分に分類するにあたり、企業の信用リスク管理において重視している償還年数などの指標を基に区分することも認められるとの理解でよいか確認したい。
7. 外部格付を利用する方法に関して、前期末から投資適格以外に相当する格付に区分される場合、例えば実行時点から社内の格付区分が変動しているかなど、投資適格以外に相当する格付の中でSICRが生じているかどうかを企業で判断するという理解でよいか確認したい。

貸倒実績率の利用について

8. SICRの判定において貸倒実績率をそのまま利用することは困難であると理解するものの、ステップ4を採用することが見込まれる金融機関の多くはPDやLGDを算定しておらず、貸倒実績率の利用に関するニーズは相応にあると考えられるため、引当金の測定時の取扱いも含めて貸倒実績率の活用について検討することが考えられる。

(オプションの適用単位に関する意見)

9. 金融機関の保有する貸付金等の特性は様々であるため、個別のオプションを選択して適用できるようにするとする事務局の提案に賛同する。
10. 理屈上同時に適用する必要があると考えられるオプションの組み合わせについて、手数料と未収利息を区分して管理している場合が多いため、「B-3からB-4：実効金利に代えて約定金利を用いるオプション等」と「B-5からB-7：未収利息不計上に関するオプション」は同時に適用することを求めないことが考えられる。
11. 貸付金に関連する手数料等の取扱いに関するオプションに関して、ステップ2のオプションとステップ4のオプションを同時に適用することができない理屈を確認したい。

ステップ2とステップ4の位置付けについて

12. ステップ2とステップ4の使い分けや在り方を整理する必要があると考える。
13. 今後の議論に関して、原則的な取扱いが存在したうえで、オプションを適用できる範囲がステップ2とステップ4で異なるという方向性で整理していくという理解でよいか確認したい。

(ステップ4に関するこれまでの審議の振返りに関する意見)

債権単位でのSICRの判定（正常先の取扱いを除く）について

14. 要管理先を除く要注意先に対する債権等の反証方法及び現行の日本基準における「1-3年

基準」に関して、企業会計基準委員会において概ね異論が聞かれていないことは理解しているものの、実務上は懸念があると考えられるため、ステップ 4 を採用することが見込まれる金融機関の代表者の意見を聴取したうえで再度議論することが適切と考える。

満期保有目的の債券及びその他有価証券に分類される債券の予想信用損失の認識及び測定について

15. 満期保有目的の債券及びその他有価証券に分類される債券に予想信用損失モデルを適用対象とするかどうかに関して、金融機関だけでなく一般事業会社においても影響が生じると考えられるため、予見性の観点から、できるだけ早い段階で議論する必要があると考える。
16. 仮に満期保有目的の債券及びその他有価証券に分類される債券に予想信用損失モデルを適用する場合、時価の活用について検討することが考えられる。
17. 仮に満期保有目的の債券及びその他有価証券に分類される債券に予想信用損失モデルを適用する場合、ステップ 5 を採用する一般事業会社について、ステップ 2 又はステップ 4 を採用する金融機関と同じ取扱いを求めるかどうかについて検討することが考えられる。

ステップ 5 の論点に関する検討に着手することについて

18. ステップ 4 に関する議論とステップ 5 に関する議論を同時に進めることは問題ないと考えられるため、ステップ 5 の論点に関する検討に着手するとする事務局の提案に賛同する。

以 上